

原子力発電所の安全対策等に関する決議

東京電力福島第一原子力発電所事故から7年が経過し、施設全体のリスク低減を図りながら廃止措置等に向けた取り組みが進められているが、未だ、多くの被災者が先行きの見通せない状況に置かれている。

また、事故発生以降、住民の安全と安心を最前線で守る市町村では、国、県及び原子力事業者に対して、原子力発電所の徹底した安全対策を講じるよう求め続けている。

加えて、原子力発電所での万が一の場合に備え、広域避難体制等の整備、原子力防災訓練の実施や住民等との平常時からの連携・協力体制の強化など、万全の防災対策を講じるため全力で取り組んでいるところである。

このような中、国においては、原子力発電所事故を踏まえた、原子力発電所施設の安全性を確保するとともに、住民の安全・安心を最優先とした実効性ある原子力防災対策の確立が求められている。

よって、国においては、下記事項について、万全の対策を講じるよう強く要請する。

記

- 1 東京電力福島第一原子力発電所事故の原因究明のための検証を継続的に実施し、原子力発電所の安全が確保できるよう万全の対策を講じるとともに、今後、原子力発電所の安全な廃炉プロセスについて、国民に対し正確な情報提供を行うこと。
- 2 広域避難体制等の原子力防災対策における広域的調整について、県や市町村が一体となって問題解決が図られるよう、地方自治体への更なる支援を講じること。

- 3 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金については、市町村の実態に十分配慮し、適正な財源措置を講じること。
- 4 原子力施設の安全確保及び防災対策上における「安全協定」のあり方や地方自治体の役割分担を明確にすること。
- 5 福島第一原子力発電所事故の検証と総括の結果、新しい知見等が出た場合は、速やかに新規制基準に反映させるとともに、新規制基準適合審査については、科学的かつ慎重に評価し、結果を国が主体的に責任をもって分かりやすく説明し、理解を得ること。

以上 決議する。

平成30年5月11日

第172回北信越市長会総会